

資料1 桐生市安全なまちづくり推進条例（桐生市条例第30号）

（目的）

第1条 この条例は、地域における犯罪被害を未然に防止するために必要な事項を定めることにより、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現（以下「安全なまちづくり」という。）を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び市内に滞在する者をいう。

(2) 事業者 市内で事業を営む者及び市内に所在する土地若しくは建物（以下「土地等」という。）を所有し、又は管理する者をいう。

(3) 関係行政機関 市の区域を管轄する警察署、消防署等の行政機関をいう。

（市の責務）

第3条 市は、市民、事業者及びこれらの者で組織される団体（以下「市民等」という。）並びに関係行政機関と連携し、及び協力して、安全なまちづくりに係る施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らの犯罪被害を未然に防止するよう努めるとともに、市民等が行う安全なまちづくりに係る自主的な活動及び市が実施する安全なまちづくりに係る施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、自らの事業活動及び土地等の管理が安全に行われるための環境を確保し、安全なまちづくりに係る自主的な活動に努めるとともに、市が実施する安全なまちづくりに係る施策に協力するよう努めなければならない。

（推進体制の整備）

第6条 市は、市民等及び関係行政機関との協働により安全なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

（基本計画の策定）

第7条 市長は、安全なまちづくりに係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するにあたっては、あらかじめ市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（市民等に対する支援）

第8条 市は、市民等が行う、安全なまちづくりに係る自主的な活動を促進するため、情報の提供等の支援を行うものとする。

（青少年への施策）

第9条 市は、市民等及び関係行政機関と連携し、青少年の健全育成及び非行防止のための社会環境の醸成に努めるものとする。

（児童及び生徒等の安全確保）

第10条 市は、市民等及び関係行政機関と連携し、児童及び生徒等が学校及び通学路等において犯罪被害に遭わないよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した施設の整備）

第11条 市は、道路、公園、共同住宅その他の施設を整備するにあたっては、当該施設を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

## 資料2 桐生市安全なまちづくり推進協議会要綱

(設置)

第1条 桐生市安全なまちづくり推進条例(平成16年桐生市条例第30号)及び桐生市安全なまちづくり推進基本計画(以下「基本計画」という。)に基づき、市民、事業者、警察署、市及び関係行政機関が一体となって市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現(以下「安全なまちづくり」という。)を推進するため、桐生市安全なまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

[桐生市安全なまちづくり推進条例(平成16年桐生市条例第30号)]

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 犯罪被害を未然に防止し、安全なまちづくりを図るための対策、方針等に関すること。
- (2) 安全なまちづくりのための情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) 基本計画の変更等に関すること。
- (4) 協議会の予算、決算、事業計画及び事業報告に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、安全なまちづくりのために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の理事をもって組織する。

(理事)

第4条 協議会の理事は、別表第1に掲げる者とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長2人を置く。

- 2 会長は市長とし、副会長は市議会議長及び所轄警察署長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した副会長がその職務を代理する。

(総会)

第6条 協議会の会議(以下「総会」という。)は、協議会の業務を審議し、決定する。

- 2 会長は、必要に応じて総会を招集し、その議長となる。
- 3 協議会が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会の業務を補佐し、事務を円滑に行うため、協議会に幹事会を置く。

(準用規定)

第8条 第3条並びに第6条第2項及び第3項の規定は、幹事会について準用する。

[第3条] [第5条] [第7条第2項] [第3項]

- 2 幹事会の幹事は、別表第2に掲げる者とする。

(幹事長)

第9条 幹事会に幹事長を1人置く。

- 2 幹事長は、幹事の互選とする。

3 幹事長は、幹事を代表し、会務を統括する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、市民生活部地域づくり課が行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月29日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月1日)

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。(設置)

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

役 職	団体役職等
会 長	桐生市長
副会長	桐生市議会議長
副会長	桐生警察署長
理 事	桐生市区長連絡協議会会長
理 事	桐生商工会議所会頭
理 事	桐生地区高等学校長会会長
理 事	桐生市中学校長会会長
理 事	桐生市小学校校長会会長
理 事	桐生市PTA連絡協議会会長
理 事	桐生交通安全協会会長
理 事	桐生市婦人団体連絡協議会会長
理 事	桐生市老人クラブ連合会会長
理 事	桐生市青少年愛育運動推進会議会長
理 事	桐生市青少年育成補導連絡協議会会長
理 事	桐生・みどり地区地域安全活動推進協議会会長
理 事	桐生市教育委員会教育長
理 事	桐生市消防長

別表第2(第8条関係)

役 職	団体役職等
幹 事	桐生警察署刑事生活安全官
幹 事	桐生警察署生活安全課長
幹 事	桐生商工会議所総務課長
幹 事	桐生地区中学校・高等学校生徒指導対策協議会事務局長
幹 事	桐生交通安全協会事務局長
幹 事	桐生市市民生活部清掃センター所長
幹 事	桐生市子どもすこやか部青少年課長
幹 事	桐生市都市整備部土木課長
幹 事	桐生市都市整備部公園緑地課長
幹 事	桐生市都市整備部建築住宅課長
幹 事	桐生市教育委員会教育部総務課長
幹 事	桐生市教育委員会教育部学校教育課長
幹 事	桐生市教育委員会教育部生涯学習課長
幹 事	桐生市消防本部予防課長

資料3 群馬県犯罪防止推進条例（平成16年6月16日施行）

（目的）

第一条 この条例は、地域社会において日常的に安全が保たれるよう犯罪の起こりにくいまちづくり（以下「安全なまちづくり」という。）に関し県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪の防止のために必要な事項を定め、もって県民及び観光等で本県を訪れる者が安心して暮らし、又は滞在することができる安全な社会の実現を図ることを目的とする。

（県の責務）

第二条 県は、市町村及び県民等（県民、事業者及びこれらの者で組織される団体をいう。以下同じ。）と連携し、及び協力して、安全なまちづくりに関する施策を総合的に実施する責務を有する。

2 県は、市町村が実施する安全なまちづくりに関する施策及び県民等が行う安全なまちづくりに関する活動に対し、支援及び協力を行うよう努めるものとする。

（県民の責務）

第三条 県民は、自ら安全の確保に努めるとともに、県民等が行う安全なまちづくりに関する活動及び県が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し、自ら安全の確保に努めるとともに、県が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（あいさつの励行等を通じた良好な地域社会の形成）

第五条 県民は、地域社会において相互に信頼し、連携し、及び協力する関係が安全なまちづくりに寄与するものであることを踏まえ、あいさつの励行、地域の行事への参加等を通じて、良好な地域社会の形成に努めるものとする。

（推進体制の整備）

第六条 県は、市町村及び県民等と協働して、安全なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

（広報活動等）

第七条 県は、安全なまちづくりに関し県民等の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

（県民等に対する支援）

第八条 県は、県民等が自主的に行う、防犯パトロール等安全なまちづくりに関する活動を促進するため、必要な情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

（犯罪に遭わないようにするための教育の充実）

第九条 県は、子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）に対し、犯罪に遭わないようにするための教育を充実するよう努めるものとする。

（子どもの健全育成）

第十条 県は、学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校の高等課程、同法第三百四十四条第一項に規定する各種学校で主として子どもに対して学校教育に類する教育を行うもの及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）及び県民等と連携して、子どもが規範意識を持ち、社会の一員として健全な生活を営むことができるよう、社会参画活動の推進等を通じて、その育成に努めるものとする。

一部改正〔平成一九年条例七五号〕

（学校等における子どもの安全の確保）

第十一条 学校等を設置し、又は管理する者は、次項の指針に基づき、当該学校等の施設内において、子どもの安全を確保するよう努めるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校等の施設内における子どもの安全の確保のための指針を定めるものとする。

（学校等における安全対策の推進）

第十二条 県立の学校等を管理する者は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、子どもの保護者、安全なまちづくりに関する活動を行う県民等その他当該管理者が必要と認める者の参加を求めて、当該学校等の施設内における安全対策を推進するための体制を整備し、子どもの安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県立の学校等以外の学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等の施設内における安全対策の実施について、必要な情報の提供、技術的な助言等を行うよう努めるものとする。

(通学路等における子どもの安全の確保)

第十三条 警察署長は、その管轄区域において、通学路等（子どもが通学、通園等の用に供している道路及び子どもが日常的に利用している公園、広場等をいう。以下同じ。）を管理する者、子どもの保護者、学校等を管理する者、地域住民等と連携して、当該通学路等における子どもの安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県民は、通学路等において、子どもが危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、警察官への通報、避難誘導その他の必要な措置をとるよう努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及)

第十四条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

(道路等の設置者等の努力義務)

第十五条 道路等を設置し、又は管理する者は、前条第二項の指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(空地又は空家における犯罪防止の措置)

第十六条 空地又は空家を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家について、犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及)

第十七条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

2 知事は、公安委員会と協議して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

(住宅を建築しようとする者等の努力義務)

第十八条 住宅を建築しようとする者、住宅を設計し、建築し、又は供給しようとする事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前条第二項の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(深夜に営業する小売店舗における犯罪防止の措置)

第十九条 深夜（午後十一時から翌日の午前六時までの間をいう。）において営業する店舗で小売業を営む者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備その他の犯罪の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(観光旅行者等の安全の確保)

第二十条 県は、観光に関する事業を営む者等と連携して、観光旅行者等（観光旅行者及び観光以外の目的で本県を訪れる者をいう。以下同じ。）の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県民等は、観光旅行者等が安心して滞在することができるよう配慮に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年十二月二十五日条例第七十五号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日又はこの条例の交付の日のいずれか遅い日から施行する。

## 資料4 道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針

### 第1 通則

#### 1 目的

この指針は、群馬県犯罪防止推進条例（平成16年群馬県条例第45号）第14条第2項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定め、これに基づく施策を推進することにより、未然に犯罪の被害から県民を守ることを目的とする。

#### 2 適用範囲等

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、管理者等が努力すべき道路等の防犯性の向上に係る企画、設計及び施設整備上配慮すべき事項を示すものである。
- (3) この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

#### 3 取組の方法

- (1) この指針の運用に当たっては、関係法令等との関係、管理体制の整備状況、住民の要望等を検討した上、関係者と協議し対応するものとする。
- (2) この指針に基づく施策の推進に当たっては地域住民が不安を感じる事案の発生状況や地域住民の要望等を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から順次、整備が図られるようにするとともに、県民等との協働による取組により、一層の犯罪防止に努めるものとする。
- (3) この指針は、多くの人の目（視線）を自然な形で確保し、犯罪を企てる者（以下「犯罪企図者」という。）に「犯罪行為をすれば第三者に目撃されるかも知れない」と感じさせるとともに、犯罪企図者が被害対象者・対象物に接近することを妨げることにより、犯罪の機会を減少させ犯罪抑止を図るものとする。

### 第2 配慮すべき事項等

#### 1 道路

- (1) 「人の目」の確保（監視性の確保）

##### ア 照度

- (ア) 夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ防犯灯、街路灯等により必要な照度（注1）を確保すること。
- (イ) LEDなど低コストで高い照度を得られる照明設備の導入・普及に努めること。
- (ウ) 照明が樹木に覆われたり汚損したりすることにより予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検すること。
- (エ) 道路が暗い場合で防犯灯、街路灯等の新增設が難しいときには、沿道住民の理解と協力を得て、門灯等の活用も検討すること。

##### イ 見通し

- (ア) 道路における植栽について、計画の段階より、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定に当たるものとし、例えば視線の高さよりも上に樹冠のある高木や視線よりも低い樹種を選定することや、視線を連続してさえぎらない配置などを考慮する。  
また、植栽の時点では問題がなくとも、生長に伴い、枝葉が繁茂して、見通しを悪くする可能性があるため、適時に点検するとともに、必要に応じてせん定等の樹木管理を行う。
- (イ) 住宅、学校等の囲障は、ブロック塀はできる限り避け、柵など見通しのよいものにする。
- (ウ) 狭い道路に面した家屋は、建て替え等の際に壁面を後退させると道路空間の見通しがよくなり、交通安全、防災に加えて防犯上も有効である。角地の隅切りも効果がある。
- (エ) 地下道等で犯罪発生の危険が高い箇所においては、できる限り防犯カメラ、防犯ベル（注2）その他の防犯設備を設置する。

- (2) 犯罪企図者の接近の制御  
特にひったくりの被害が多い道路については、犯罪企図者がオートバイに乗ったまま歩行者に接近するのを防止するのが犯罪抑制に効果的であるため、必要に応じてガードレールの設置や横断防止柵、縁石、植栽等で、車道と歩道の分離に努めることが望ましい。
- 2 公園等
- (1) 「人の目」の確保（監視性の確保）
- ア 照度
- (ア) 夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ防犯灯等により必要な照度（注1）を確保すること。
- (イ) LEDなど低コストで高い照度を得られる照明設備の導入・普及に努めること。
- (ウ) 照明が樹木に覆われたり汚損したりすることにより予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検すること。
- (エ) 公衆便所については、建物の入口付近及び内部において人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度（注3）を確保すること。  
特に公衆便所の各個室など犯罪発生の危険が大きいものについては、できる限り防犯ベル（注2）を設置すること。
- (オ) 特に犯罪の多い地区の公共施設等においては、緊急通報装置、防犯ベル等の設置を推進すること。
- イ 見通し
- (ア) 公園の周囲における植栽について、計画の段階より、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定に当たるものとし、例えば視線の高さよりも上に樹冠のある高木や視線よりも低い樹種を選定することや、視線を連続してさえぎらない配置などを考慮すること。また、植栽の時点では問題がなくとも、生長に伴い、枝葉が繁茂して、見通しを悪くする可能性があるため、適時に点検するとともに、必要に応じてせん定等の樹木管理を行うこと。
- (イ) 公園の内部においても、植栽、遊具等により見通しの悪い空間ができないように配慮すること。特に公衆便所は危険の大きい場所になりがちであるので、周辺の道路、住宅等からの見通しを確保すること。
- (2) 犯罪企図者の接近の制御
- ア 公園内部への一般車両の進入を制限するために、車止め等の措置を講ずること。
- イ 公園は隣接する建物等への進入経路となる場合があることから、境界部に近づきにくい植栽を配置したり、乗り越えにくい柵を巡らすなど侵入対策に留意すること。
- 3 自動車駐車場及び自転車駐車場
- (1) 「人の目」の確保（監視性の確保）
- ア 照度
- (ア) 夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ必要な照度（注1・注4）を確保すること。ただし、門扉等で閉鎖する、あるいはその他の防犯対策を講ずる場合はこの限りでない。
- (イ) LEDなど低コストで高い照度を得られる照明設備の導入・普及に努めること。
- (ウ) 照明が汚損する等により予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検すること。
- イ 見通し
- 自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「駐車場・駐輪場」という。）の外周のフェンス、柵等はできる限り見通しのよいものとして周囲からの見通しを確保するとともに、管理者が常駐若しくは巡回し、又は防犯カメラその他の防犯設備を設置すること。
- ウ その他
- 立体式駐車場においてエレベーターを設置する場合は、エレベーター



- ターホールからかご内を見通すことができる構造のものとする。こと。  
エレベーターのかご内は、人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度（注4）を確保するとともに、防犯カメラを設置すること。
- (2) 犯罪企図者の接近の制御  
ア 駐車場・駐輪場については、その外周において柵等により周囲と区分し、可能であれば出入口には自動ゲート管理システムの設置、管理人の配置等を行う。ただし、その柵等が隣接家屋の2階等への侵入経路とならないよう注意すること。  
イ チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置により自転車の盗難防止措置を講ずること。
- 4 地区に対する住民等の帰属意識・共同意識の向上（領域性の強化）（注5）  
(1) 地域住民が愛着を持って利用し、自発的に維持管理に参加するような施設は、犯罪の抑制に効果的であると考えられるため、道路等の植栽、公園の整備・管理等において、ワークショップによる計画づくり等を含めてできる限りの住民参加を促進する。その際、軽微な犯罪であっても放置されれば地域全体の治安の悪化につながるのと考えるに沿って、落書き消しやゴミの不法投棄への対応等も行う。  
(2) 住宅地における侵入窃盗その他の犯罪防止効果に鑑み、通過交通の抑制、道路空間を通じた地域のコミュニティ意識の活性化等が必要な場合に「コミュニティ道路」（注6）等の整備を積極的に行う。  
(3) 問題意識の共有を図るため、当該地区の公共的な空間における犯罪の発生状況その他の具体的な情報について、被害者のプライバシー等に十分配慮しつつ、地域の住民及び地方公共団体等に積極的に提供すること。

- (注1) 「人の行動を視認できる」ためには、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できることを前提とすると、平均水平面照度（地面又は床面における平均照度。以下同じ。）が概ね3ルクス以上必要である。
- (注2) 「防犯ベル」とは、犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合において、押しボタンを押すことによりベルが吹鳴する、赤色灯が点灯する等の機能を有する装置をいう。
- (注3) 「人の顔、行動を明確に識別できる」ためには、10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かることを前提とすると、平均水平面照度が概ね50ルクス以上必要である。
- (注4) 駐車場法施行令第13条では、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上の建築物である路外駐車場の照明装置に関して、自動車の車路の路面10ルクス以上、自動車の駐車の用に供する部分の床面2ルクス以上と規定している。
- (注5) 住民等が「我々のまち」という強い意識を持ち、強固なコミュニティを形成するとともに地区の施設等の十分な維持管理を行うことを通じ、住民等による防犯活動を活発化させるとともに、犯罪企図者に「立ち入れば部外者として目立ってしまう」と意識させて犯罪抑止を図るものとする。
- (注6) 周辺に通過交通を処理する幹線道路が整備されている地区の道路において、通過交通の進入を抑制し、歩行者等が安全かつ快適に通行できる交通環境を形成するため、歩道部の幅員を広くとる、車道部分をジグザグに変化させるなどして整備される歩行者優先の道路をいう。

平成26年8月20日一部改正  
平成26年7月24日群馬県知事決定  
平成26年8月20日群馬県公安委員会決定  
平成16年12月28日群馬県知事決定  
平成16年12月22日群馬県公安委員会決定

## 資料5 犯罪の防止に配慮した住宅の設計に関する指針

### 第1 通則

#### 1 目的

この指針は、群馬県犯罪防止推進条例（平成16年群馬県条例第45号）第17条第2項の規定に基づき、一戸建住宅、長屋及び共同住宅（以下「住宅」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する設計基準を定め、防犯性の高い住宅の普及を図ることにより、県民等が安全に暮らすことのできる社会を実現することを目的とする。

#### 2 適用範囲等

- (1) この指針は、新築（建替え及び増改築を含む。以下同じ）並びに模様替及び修繕（以下「リフォーム等」という。）される住宅を対象とし、新築される住宅の設計基準及びリフォーム等の内容に応じて該当する設計基準についてそれぞれ適用する。
- (2) この指針は、住宅の防犯性の向上に係る企画、計画上の配慮事項等を具体化するに当たって参考となる手法等を示すものであり、住宅を建築しようとする者、住宅を設計し、建築し又は供給しようとする事業者及び共同住宅を所有し、又は管理するもの（以下「事業者等」という。）に対し、何らかの義務を負わせ、または規制を課すものではない。
- (3) この指針の運用に当たっては、建築関係法令、事業者等が定める建築計画上の制約等に配慮し、事業者等による対応が困難と判断される項目については除外する。
- (4) この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 第2 住宅における防犯対策の設計基準

#### 1 基本的な考え方

##### (1) 防犯性の向上のあり方

防犯性は、住宅の安全性を確保する上で重要な要素であり、特に最近では、犯罪の増加や居住者の関心の高まり等から、その重要性が高まっており、住宅の企画・計画・設計に当たっては防犯性の向上に十分配慮する必要がある。

防犯性の向上に当たっては、居住者の防犯意識の向上とともに、住宅に必要な他の性能や経済性等とのバランスに配慮しながら、建築上の対応や設備の活用等により、効率的で効果的な対策となるように企画・計画・設計を行うことや、居住者及び周辺住民による防犯活動の取組、警察との連携等につなげることに留意して企画・計画・設計を行うことが必要である。

##### (2) 防犯に配慮した企画・計画・設計の基本原則

住宅の周辺地域の状況、入居者属性、管理体制、時間帯による状況の変化等に応じて、次の4つの基本原則から住宅の防犯性の向上のあり方を検討し、企画・計画・設計を行う。

##### ア 周囲からの見通しを確保する（監視性の確保）

敷地内の屋外各部及び住棟内の共用部分等は、周囲からの見通しが確保され



ように、玄関付近及び敷地内の死角となるような場所には、常時点灯する照明又は人の動きを感知して点灯するセンサー付の照明を設置することが望ましい。

(3) インターホン

ア 住戸玄関外側との通話等

住戸内には、住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホン若しくは来訪者を撮影・録画可能なモニター付インターホン等を設置することが望ましい。

イ 管理人室等との通話等

インターホンは、管理人室を設置する場合にあっては、住戸内と管理人室との間で通話が可能な機能等を有するものとするのが望ましい。また、オートロックシステムを導入する場合には、住戸内と共用玄関の外側との間で通話が可能な機能及び共用玄関扉の電気錠を住戸内から解錠する機能を有するとともに、通話者及び玄関の外側の状況の撮影・録画機能を有するインターホンを設置することが望ましい。

(4) 窓

ア 新築の場合

(ア) 共用廊下に面する住戸の窓等

共用廊下に面する住戸の窓（侵入のおそれのない小窓（注2）を除く。以下同じ。）及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するものの以外のは、防犯建物部品等であるサッシ及びガラス（防犯建物部品等であるウィンドウフィルムを貼付したものを含む。以下同じ。）、面格子その他の建具を設置したものとする。

(イ) バルコニー等に面する窓

バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、防犯建物部品等であるサッシ及びガラスその他の建具を設置したものとする。

イ リフォーム等の場合

(ア) 共用廊下に面する住戸の窓等

新築の場合と同様とする。

(イ) バルコニー等に面する窓

バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、防犯建物部品等であるサッシ及びガラスその他の建具を設置したものとする。やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、サッシへの錠付きクレセント、補助錠の設置等住戸内への侵入防止に有効な措置を講ずるものとする。

(5) バルコニー

ア 新築の場合

(ア) バルコニーの配置

住戸のバルコニーは、縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が困難な位置に配置する。やむを得ず縦樋又は階段の手摺り等がバルコニーに接近す

る場合には、面格子の設置等バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じたものとする。

(イ) バルコニーの手摺り等

住戸のバルコニーの手摺り等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等、共用廊下、居室の窓等からの見通しが確保された構造のものとするのが望ましい。

(ウ) 接地階のバルコニー

接地階の住戸のバルコニーの外側等の住戸周りは、住戸のプライバシーの確保に配慮しつつ、周囲からの見通しを確保したものとすることが望ましい。なお、領域性等に配慮し、専用庭を配置する場合には、その周囲に設置する柵又は垣は、侵入の防止に有効な構造とする。

イ リフォーム等の場合

(ア) バルコニーへの侵入防止策

住戸のバルコニーのうち、縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が容易な位置にあるものは、面格子の設置等バルコニーへの侵入防止に有効な措置が講じられたものとするのが望ましい。

(イ) バルコニーの手摺り等

新築の場合と同様とする。

(ウ) 接地階のバルコニー

新築の場合と同様とする。

(6) 塀、柵及び生垣等

塀、柵及び生垣等の位置、種類、高さ等は、プライバシーの確保及び構造上支障のない範囲において、周囲からの死角の原因及び敷地内への侵入の足場とならないものとする。

(7) 駐車場、自転車置場及びオートバイ置場

駐車場、自転車置場及びオートバイ置場は、道路、玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置するとともに、必要に応じて照明設備の設置及び盗難防止の措置等を講ずることが望ましい。

2-2 共同住宅の共用部分の設計

(1) 共用出入口

ア 新築の場合

(ア) 共用玄関の配置

共用玄関は、道路及びこれに準ずる通路（以下「道路等」という。）からの見通しが確保された位置に配置する。道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等、見通しを補完する対策を実施する。

(イ) 共用玄関扉

共用玄関には、玄関扉を設置することが望ましい。また、玄関扉を設置する場合には、扉の内外を相互に見通せる構造（以下「内外を見通せる構造」という。）とするとともに、各住戸と通話可能で通話者及び共用玄関の外側の状況を撮影・録画可能なインターホンとこれに連動した電気錠を有した玄関扉によるオートロックシステムが導入されたものであることが

望ましい。

(ウ) 共用玄関以外の共用出入口

共用玄関以外の共用出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に設置する。道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施することが望ましい。また、オートロックシステムを導入する場合には、自動施錠機能付き扉を設置する。

(エ) 共用出入口の照明設備

共用玄関の照明設備は、その内側の床面においてはおおむね50ルクス以上、その外側の床面においては、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、おおむね20ルクス以上の平均水平面照度をそれぞれ確保することができるものとする。

共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、床面においておおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

イ リフォーム等の場合

(ア) 共用玄関の見通しの確保

共用玄関は、道路等からの見通しが確保されたものとするのが望ましい。

(イ) 共用玄関扉

共用玄関扉は、内外を見通せる構造とするとともに、各住戸と通話可能で通話者及び共用玄関の外側の状況を撮影・録画可能なインターホンとこれに連動した電気錠を有した玄関扉によるオートロックシステムが導入されたものであることが望ましい。

(ウ) 共用玄関以外の共用出入口

共用玄関以外の共用出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に設置することが望ましい。また、オートロックシステムが導入される場合には、自動施錠機能付き扉を設置する。

(エ) 共用出入口の照明設備

新築の場合と同様とする。

(2) 管理人室

ア 新築の場合

管理人室は、共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置する。

イ リフォーム等の場合

管理人室は、共用玄関、共用メールコーナー及びエレベーターホールを見通せる構造とすることが望ましく、又はこれらに近接した位置に配置することが望ましい。

(3) 共用メールコーナー

ア 新築の場合

(ア) 共用メールコーナーの配置

共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等

からの見通しが確保された位置に配置する。見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等を見通しを補完する対策を実施する。

(イ) 共用メールコーナーの照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、床面においておおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

(ウ) 郵便受箱

郵便受箱は、施錠可能なものとする。また、オートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型等とすることが望ましい。

イ リフォーム等の場合

(ア) 共用メールコーナーの見通しの確保

共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保されたものとするのが望ましい。

(イ) 共用メールコーナーの照明設備

新築の場合と同様とする。

(ウ) 郵便受箱

郵便受箱は、施錠可能なものとする。

(4) エレベーターホール

ア 新築の場合

(ア) エレベーターホールの配置

共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置する。見通しが確保されていない場合には、防犯カメラの設置等、見通しを補完する対策を実施する。

(イ) エレベーターホールの照明設備

共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明設備は、床面においておおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

その他の階のエレベーターホールの照明設備は、床面においておおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

イ リフォーム等の場合

(ア) エレベーターホールの見通しの確保

共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等からの見通しが確保されたものとするのが望ましい。

(イ) エレベーターホールの照明設備

新築の場合と同様とする。

(5) エレベーター

ア 新築の場合

(ア) エレベーターの防犯カメラ

エレベーターのかご内には、防犯カメラを設置する。

(イ) エレベーターの連絡及び警報装置

エレベーターは、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものとする。

- (ウ) エレベーターの扉  
エレベーターのかご内及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓が設置されたものとする。
- (エ) エレベーターの照明設備  
エレベーターのかご内の照明設備は、床面においておおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

イ リフォーム等の場合

- (ア) エレベーターの防犯カメラ  
新築の場合と同様とする。
- (イ) エレベーターの連絡及び警報装置  
新築の場合と同様とする。
- (ウ) エレベーターの扉  
新築の場合と同様とする。
- (エ) エレベーターの照明設備  
新築の場合と同様とする。

(6) 共用廊下・共用階段

ア 新築の場合

- (ア) 共用廊下・共用階段の構造等  
共用廊下及び共用階段は、それぞれの各部分、エレベーターホール等からの見通しが確保され、死角を有しない配置又は構造とすることが望ましい。  
共用廊下及び共用階段は、各住戸のバルコニー等に近接する部分については、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とすることが望ましい。  
共用階段のうち、屋外に設置されるものについては、住棟外部から見通しが確保されたものとするのが望ましく、屋内に設置されるものについては、各階において階段室が共用廊下等に常時開放されたものとするのが望ましい。
- (イ) 共用廊下・共用階段の照明設備  
共用廊下・共用階段の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、床面においておおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

イ リフォーム等の場合

- (ア) 共用廊下・共用階段の構造等  
共用廊下は、その各部分、エレベーターホール等からの見通しが確保されたものとするのが望ましい。  
共用廊下及び共用階段は、各住戸のバルコニー等に近接する部分については、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とすることが望ましい。  
共用階段のうち、屋外に設置されるものについては、住棟外部から見通しが確保されたものとするのが望ましく、屋内に設置されるものについては、各階において階段室が共用廊下等に常時開放されたものとするのが望ましい。



- (イ) 共用廊下・共用階段の照明設備  
新築の場合と同様とする。
- (7) 自転車置場・オートバイ置場
  - ア 新築の場合
    - (ア) 自転車置場・オートバイ置場（以下「自転車置場等」という。）の配置  
自転車置場等は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。  
屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、周囲に外部から自転車置場等の内部を見通すことが可能となる開口部を確保する。  
地下階等構造上周囲からの見通しが困難な場合には、防犯カメラの設置等、見通しを補完する対策を実施する。
    - (イ) 自転車置場等の盗難防止措置  
自転車置場等は、チェーン用バーラック、サイクルラックの設置等自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置が講じられたものとする。
    - (ウ) 自転車置場等の照明設備  
自転車置場等の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、床面においておおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。
  - イ リフォーム等の場合
    - (ア) 自転車置場等の見通しの確保  
自転車置場等は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保されたものとするのが望ましい。
    - (イ) 自転車等の盗難防止措置  
新築の場合と同様とする。
    - (ウ) 自転車置場等の照明設備  
新築の場合と同様とする。
- (8) 駐車場
  - ア 新築の場合
    - (ア) 駐車場の配置  
駐車場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、周囲に開口部を確保する。地下階等構造上周囲からの見通しの確保が困難な場合には、防犯カメラの設置等、見通しを補完する対策を実施する。
    - (イ) 駐車場の照明設備  
駐車場の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、床面においておおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。
  - イ リフォーム等の場合
    - (ア) 駐車場の見通しの確保  
駐車場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保されたものとするのが望ましい。

- (イ) 駐車場の照明設備  
新築の場合と同様とする。
- (9) 通路
  - ア 新築の場合
    - (ア) 通路の配置  
通路（道路に準じるものを除く。以下同じ。）は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。また、周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況及び管理体制等を踏まえて、道路等、共用玄関、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置することが望ましい。
    - (イ) 通路の照明設備  
通路の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、路面においておおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。
  - イ リフォーム等の場合
    - (ア) 通路の見通しの確保  
通路は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保されたものとするのが望ましい。
    - (イ) 通路の照明設備  
新築の場合と同様とする。
- (10) 児童遊園、広場又は緑地等
  - ア 新築の場合
    - (ア) 児童遊園、広場又は緑地等（以下「広場等」という。）の配置  
広場等は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。
    - (イ) 広場等の照明設備  
広場等の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、地面においておおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。
    - (ウ) 塀、柵又は垣等  
塀、柵又は垣等は、領域性を明示するよう配置することが望ましい。また、塀、柵又は垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因及び住戸の窓等への侵入の足場とならないものとする。
  - イ リフォーム等の場合
    - (ア) 広場等の見通しの確保  
広場等は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保されたものとするのが望ましい。
    - (イ) 広場等の照明設備  
新築の場合と同様とする。
    - (ウ) 塀、柵又は垣等  
新築の場合と同様とする。

(11) 防犯カメラ

ア 新築の場合

(ア) 防犯カメラの設置

防犯カメラを設置する場合は、有効な監視体制のあり方を併せて検討する。また、防犯カメラの映像を録画する記録装置を設置することが望ましい。

(イ) 防犯カメラの配置等

防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置する。

防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保したものとする。

イ リフォーム等の場合

(ア) 防犯カメラの設置

共用出入口、共用メールコーナ、エレベーターホール、屋内共用階段、自転車置場・オートバイ置場、駐車場等の改修において、防犯上必要な見通しの確保が困難な場合には、防犯カメラを設置することが望ましい。

防犯カメラを設置する場合は、有効な監視体制のあり方を併せて検討する。また、防犯カメラの映像を録画する記録装置を設置することが望ましい。

(イ) 防犯カメラの配置等

新築の場合と同様とする。

(12) その他

ア 新築の場合

(ア) 屋上

屋上は、出入口等に扉を設置し、屋上を居住者等に常時開放する場合を除き、当該扉は、施錠可能なものとする。また、屋上がバルコニー等に近接する場合には、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置等バルコニー等への侵入防止に有効な措置を講じたものとする。

(イ) ゴミ置場

ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保された位置に配置する。また、住棟と別棟とする場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に配置する。

ゴミ置場は、他の部分と扉、施錠可能な扉等で区画されたものとともに、照明設備を設置したものとすることが望ましい。

(ウ) 集会所等

集会所等の共同施設は、周囲からの見通しが確保されたものとともに、その利用機会が増えるよう、設計、管理体制等を工夫する。

イ リフォーム等の場合

(ア) 屋上

新築の場合と同様とする。

(イ) ゴミ置場

ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保されたものとする。また、住棟と別棟である場合には、住棟等への延焼のおそれのない構造等とする。

ゴミ置場は、他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画されたものとともに、照明設備を設置したものとすることが望ましい。

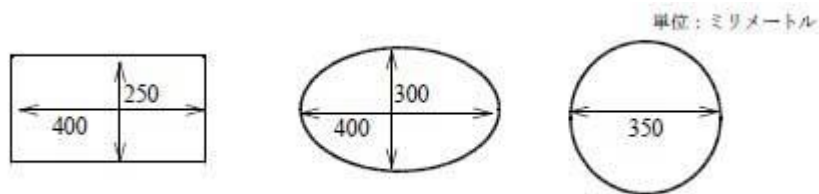
(ウ) 集会所等

新築の場合と同様とする。

注1：「防犯建物部品等」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、①騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、②騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。

注2：「侵入されるおそれのない小窓」の規模の目安としては、住宅性能表示制度において例示されている「侵入可能な規模の開口部」がある。

住宅性能表示制度が示す「侵入可能な規模の開口部」の大きさ



平成26年12月19日 一部改正  
平成26年 8月25日 一部改正  
平成16年12月28日 群馬県知事決定

## 資料6 学校等の施設内における子どもの安全確保のための指針

### 第1 通則

#### 1 目的

この指針は、群馬県犯罪防止推進条例（平成16年群馬県条例第45号）第11条第2項の規定に基づき、学校等の施設内における子どもの安全の確保のために必要な方策を示し、もって学校等の施設内における子どもの安全の確保を図ることを目的とする。

#### 2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は、管理する者に対して当該学校等の施設内における子どもの安全を確保するための具体的な方策等を示すものである。
- (2) 学校等を設置し、又は、管理する者は、法令及び関係条例等を踏まえ、管理体制の整備状況や学校等の実情に応じてこの指針を運用するものとする。
- (3) この指針は、「開かれた学校づくり」（注1）と相反するものではなく、「開かれた学校づくり」の趣旨を生かしながら、合わせて安全確保対策を進めて行くものである。
- (4) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

#### 3 適用範囲

この指針を適用する学校等は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、大学を除いたもの（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校）
- (2) 同法第124条に規定する専修学校の高等課程
- (3) 同法第134条第1項に規定する各種学校で主として子どもに対して学校教育に類する教育を行うもの
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター）
- (5) 同法第6条の3第2項に規定する事業を行う施設（学童保育施設）
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

### 第2 具体的方策等

学校等における子どもの安全を確保するため、その責任者（安全主任等）の設置及び教職員等による校内組織の整備を行うとともに、保護者、地域のボランティアその他関係機関とも連携し、各学校等の実情に応じた安全対策を推進する体制を整備し、次のような安全対策の実施に努める。

#### 1 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、子どもへの危害を未然に防ぐため、次のような対策を実施する。

- (1) 出入り口の限定
- (2) 門扉の施錠等の措置
- (3) 不審者の侵入を禁止する旨の立て札、看板等の設置
- (4) 来訪者用の入口及び受付の明示
- (5) 来訪者に対する名簿の記入及び来訪者証の使用の要請
- (6) 子どもの送迎時における保護者の確認の徹底
- (7) 来訪者への声掛けの励行
- (8) 不審者の侵入を防ぐための、防犯カメラ等監視装置の設置  
※防犯カメラを設置する場合は「防犯カメラガイドライン」を遵守すること。
- (9) 不審者の侵入防止及び死角の排除等を目的とした教室、職員室等の配置の検討

- (10) 不審者が侵入しようとし、又は侵入した場合の防犯ベル等緊急通報装置の設置
- 2 不審者侵入時の危機管理マニュアルの策定  
不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備え、各学校等独自の「危機管理マニュアル」を、次の事項に留意し策定する。
- (1) 危機管理マニュアルの策定に際しては、文部科学省「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」等を参考として、各学校等の実情に合わせて具体的な内容を規定するものとする。
  - (2) 危機管理マニュアルに基づき、防犯避難訓練、応急手当の訓練、その他関係する研修等を実施し、日頃から職員への周知徹底を図る。
  - (3) 危機管理マニュアルは、防犯訓練の反省、社会状況の変化や施設設備の改修等を踏まえて、随時、見直し・改善を実施するものとする。
- 3 施設設備の点検整備の実施  
日常の安全管理の徹底を目的として、次のような施設設備の点検整備を実施する。
- (1) 通用門、囲障、外灯、建物の窓、建物の出入り口、施錠状況等の確認
  - (2) 死角の原因となる障害物（植栽等）の除去
  - (3) 監視装置及び緊急通報装置の作動点検
- 4 通学路等学校周辺における子どもの安全確保  
通学路等学校周辺における子どもの安全を確保するため、次のような取組を行う。
- (1) 地域安全マップの作成等による通学路等の安全点検、防犯ブザーの貸与等
  - (2) 教職員等による学校等の敷地内及び外周の巡回
  - (3) 近隣の学校等間における情報提供体制の確立
  - (4) 学校等の近隣において子どもに危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の情報収集、通報、保護者への連絡、登下校の方法の決定等
- 5 安全教育の充実  
子どもが日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、犯罪被害に遭わないための知識の習得及び様々な危険の予測ができる能力を育成するため、学級活動及びホームルーム活動、学校行事等で、計画的に学習できるように次のような取組を行うとともに、保護者の啓発に努める。
- (1) 不審者侵入時の対処方法を習熟させる避難訓練の実施
  - (2) 安全マップの作成等による地域における危険箇所、「子ども安全協力の家」、「かけ込み110番」等の周知
  - (3) 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法の指導
  - (4) 被害に遭った場合の対処方法の指導
- 6 緊急時の対応確認  
不審者が侵入し、子どもに危害が及ぶ危険が迫った場合の教職員等の危機意識を日頃から高めておくとともに、危機管理マニュアルに基づいて特に次のような対応事項の徹底に努める。
- (1) 子どもの安全確保に有効なものの設置場所や使用方法の確認（さすまた、消火器、モップ等）
  - (2) 職員室等への緊急連絡方法の確認（緊急通報装置等の設置場所や使用方法等）
  - (3) 子どもの避難誘導方法の確認
  - (4) 警察署等への通報体制の確認
- 7 保護者、地域及び関係団体との連携  
保護者、地域及び関係団体（PTA、自治会、青少年育成団体等）と連携し、子どもの安全につながる次のような施策の実施に努める。
- (1) 保護者、地域住民及び関係団体への協力依頼
    - ア 保護者、ボランティア等による登下校中のパトロール等
    - イ 学校支援センターの活用
    - ウ 不審者を発見した場合の学校及び警察等への通報
  - (2) 注意喚起の文書等の各家庭への配付や地域での掲示など、速やかな周知

体制の整備

- (3) 「子ども安全協力の家」等の拡大に向けた関係機関への働きかけ
- 8 市町村、警察署、消防署その他関係機関との連携  
市町村、警察署、消防署その他関係機関との連携を強化し、子どもの安全確保のための情報交換に努めるとともに、次のような対策を実施する。
- (1) 学校等内外の巡回及び安全確保の協力依頼  
(2) 関係機関の協力による安全教室、護身術等の防犯訓練、緊急救命訓練等の実施  
(3) 緊急時の連絡体制の確立  
(4) 医療機関等との連携による心のケアを必要とする子どもへの対応
- (注1) 開かれた学校づくり  
学校が家庭や地域社会とともに児童生徒を育てていくという観点に立って、学校施設の開放、教育機能の開放、学校情報の公開、教育活動や学校運営の開放を行うものである。（「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」：文部科学省より）

平成26年8月20日一部改正

ただし、第1の3の6.は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）」の施行の日から施行する。

平成26年7月24日群馬県知事決定

平成26年7月25日群馬県教育委員会決定

平成26年8月20日群馬県公安委員会決定

平成22年4月1日 一部改正

平成16年12月28日 群馬県知事決定

平成16年12月22日 群馬県公安委員会決定

平成16年12月28日 群馬県教育委員会